

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中津市は、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大分県中津市長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	中津市では、大分県との連携により、身体障害者手帳の交付に関する事務を行う。 中津市は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は応答に関する事務 ②身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ④氏名の変更、居住地を移した時の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	1 福祉総合システム 2 統合宛名システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表20の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表37の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部福祉支援課
②所属長の役職名	福祉支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部福祉支援課 TEL 0979-62-9802
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部福祉支援課 TEL 0979-62-9802
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請書に記載された個人番号は認定事務の際に複数の職員で記載誤りがないか確認しており、個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄も複数人で確認しているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	宛名システムやその他の業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるようアクセス制限を実施しており、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各担当者がアクセスできないように対策を行っているためリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	社会福祉課長 久恒 春利	社会福祉課長 高尾 恭裕	事後	所属長の異動に伴い、修正
平成30年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年9月8日	平成30年3月31日	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
平成30年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年9月8日	平成30年3月31日	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
平成31年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日	平成31年3月31日	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
平成31年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日	平成31年3月31日	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
平成31年3月31日	様式	なし	新様式に変更	事後	様式変更
平成31年3月31日	V リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	なし	基礎項目評価	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年3月31日	V リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年3月31日	V リスク対策 3. 特定個人情報の使用	なし	十分である 十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年3月31日	V リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	なし	委託しない	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年3月31日	V リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	なし	提供・移転しない	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年3月31日	V リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	なし	接続しない(入手) 十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年3月31日	V リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年3月31日	V リスク対策 8. 監査	なし	自己点検	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年3月31日	V リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発	なし	十分に行っている	事後	様式変更に伴い、追加
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部社会福祉課	福祉部福祉支援課	事後	組織改編に伴い、修正
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	社会福祉課長 高尾 恭裕	福祉支援課長	事後	組織改編及び記載の仕方変更に伴う修正
令和2年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	中津市福祉部社会福祉課	中津市福祉部福祉支援課	事後	組織改編に伴い、修正
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和2年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和2年10月1日	事後	規則第15条等の規定による再評価の実施
令和2年10月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和2年10月1日	事後	規則第15条等の規定による再評価の実施
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二の20の項	番号法第19条第8号及び別表第二の20の項	事後	法改正に伴う引用条項の修正
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	TEL 0979-22-1111	TEL 0979-62-9871	事後	専用回線開設に伴い修正
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	TEL 0979-22-1111	TEL 0979-62-9802	事後	専用回線開設に伴い修正
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日	令和3年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日	令和3年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月13日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象 人数算出時点の更新)
令和4年5月13日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象 人数算出時点の更新)
令和5年5月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	福祉部福祉支援課	健康福祉部福祉支援課	事後	組織改編に伴い、修正
令和5年5月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	中津市福祉部福祉支援課	中津市健康福祉部福祉支援課	事後	組織改編に伴い、修正
令和5年5月22日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象 人数算出時点の更新)
令和5年5月22日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象 人数算出時点の更新)
令和6年5月17日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象 人数算出時点の更新)
令和6年5月17日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象 人数算出時点の更新)
令和7年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の11の項並び に行政手続における特定の個人を識別するた め番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年外 内閣府・総務省令第5号)第11条	番号法第9条第1項及び別表20の項	事後	番号法の一部改正に伴い修 正
令和7年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二の20の項	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の表37の項	事後	番号法の一部改正に伴い修 正
令和7年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(対象 人数算出時点の更新)
令和7年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(対象 人数算出時点の更新)
令和7年6月27日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	なし	十分である	事後	様式改正に伴い修正
令和7年6月27日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	なし	申請書に記載された個人番号は認定事務の際 に複数の職員で記載誤りがないか確認してお り、個人番号及び本人情報が記載された申請 書の廃棄も複数人で確認しているため、人為的 ミスが発生するリスクへの対策は十分であると 考えられる。	事後	様式改正に伴い修正
令和7年6月27日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	なし	2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情 報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	様式改正に伴い修正
令和7年6月27日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 当該対策は十分か【再掲】	なし	十分である	事後	様式改正に伴い修正
令和7年6月27日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 判断の根拠	なし	宛名システムやその他の業務システムにおい て、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可 能となるようアクセス制限を実施しており、記録 されている特定個人情報のうち業務上必要のな い特定個人情報に、各担当者がアクセスできな いように対策を行っているためリスクへの対策 は十分であると考えられる。	事後	様式改正に伴い修正